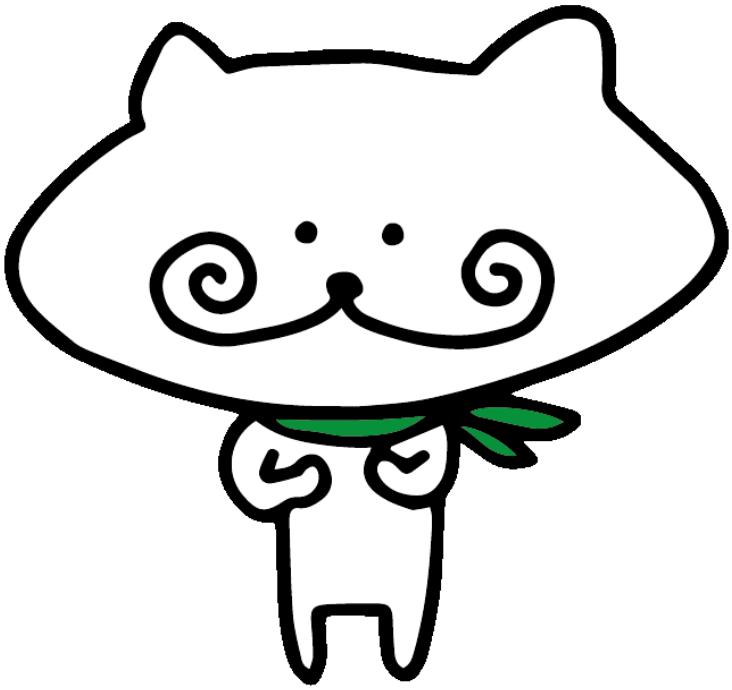
生活保護のしおり



鳴門市福祉事務所

この「生活保護のしおり」は、生活保護制度について、その目的、内容等をわかりやすく簡単にまとめたものです。

生活保護制度について知りたい方や、生活保護を受けることが決まった皆さんに、生活保護の目的や内容をご理解いただき、くらしの問題解決に役立てていただきたいと思います。

なお、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですから、ためらわずにご相談ください。

こんな時は、ご相談ください。

・収入が減り、家賃や食費、光熱費が払えない。
・病気や障がいで働けず、医療費の負担が重い。
・住まいを失い、泊るところがない。
・借金・離婚・ＤＶ等で生活が立ち行かなくなった。
・年金や手当を受けても生活費が足りない。
・仕事はしているが、収入が少ない。　　など



目次

◎生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・1

◎生活保護の種類・・・・・・・・・・・・・・2

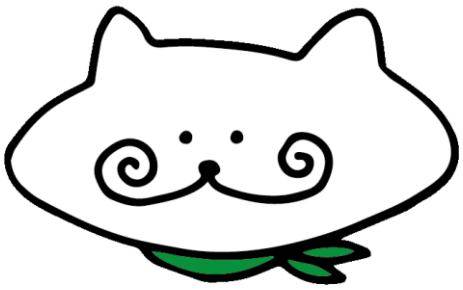
◎生活保護を受けるには・・・・・・・・・・3

◎保護の申請から決定まで・・・・・・・・・5

◎生活保護の決め方・・・・・・・・・・・・8

◎保護が開始された場合・・・・・・・・・・11

◎その他ＱＡ・・・・・・・・・・・・・・・17



◎生活保護とは

病気や失業、貯金がつきたなど、様々な事情で生活に困っている方（世帯）に対して、不足する生活費を支給することなどにより、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援する制度です。

この制度は生活保護法に基づいて行われ、一定の要件を満たす限り、全ての国民が平等に受けることができます。

生活保護法とは？

日本国憲法第２５条第１項において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規程されていますが、この憲法の規定する生存権の保障を国が実体的に具現するための一つとして制定された法律が生活保護法です。

自立とは？

大きく「3つの自立」に分けられ、利用者に併せて必要な支援を行います。

〇日常生活自立

心身の健康を回復・維持し、自分で自分の生活や健康管理を行うなど、日常生活において自立した生活を送ること。

〇社会生活自立

社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること。

〇経済的自立

就職などにより、自身の収入で生活を送ることができること。

◎生活保護の種類

生活保護には次の８種類の扶助があります。なお、支給方法は金銭で支給される金銭給付と、福祉事務所が代わって支払いをする現物給付があります。

また、このほかに、臨時的な生活の必要に応じて支給する一時扶助（おむつ代などの被服費や、転居に伴う敷金・引越代など）があります。下の表の一時扶助は一部を記載したものですので、支給の可否については、地区担当員にお尋ねください。

扶助の種類	内容	一時扶助の例
生活扶助	生活に必要な食費や光熱水費など日常の暮らしのための費用	・被服費（おむつ代等） ・移送費（引越代等）
住宅扶助	借家の家賃や地代、または住宅の修理などの費用	・敷金等 ・住宅維持費（修繕代等）
教育扶助	学用品代や給食費、学級費など小中学校で必要な費用	・学習支援費（クラブ活動） ・通学交通費（自転車等）
介護扶助	介護サービスを受けるときに必要な費用	・住宅改修費 ・福祉用具購入費
医療扶助	病気やけがのときの診察、薬などの費用	・治療材料費（眼鏡等） ・通院交通費
出産扶助	出産のための費用	
生業扶助	高等学校の費用や、自立のために技能を身につけるための費用	・学習支援費（クラブ活動） ・就職支度費
葬祭扶助	葬祭を行うための費用	

◎生活保護を受けるには

生活保護法では、日本国民を対象として、生活に困っている人が次のようなあらゆる努力をしてもなお、自力で生活を維持できない場合に、差別することなく生活保護を受けられると定めています。これを、保護の補足性の原理といいます。

１．資産の活用

預貯金、生命保険、有価証券、土地・家屋（不動産）、自動車、貴金属などの資産は、まず自分達の生活のために処分するなどして、活用できるものは活用していただくこととなります。

○現在居住している不動産は、処分価値が著しく大きい場合を除き、原則保有が認められます。ただし、６５歳以上の世帯で、所有する不動産が一定価値以上ある場合は、要保護世帯向け担保型生活資金（リバースモーゲージ）の貸付制度を活用していただくことがあります。

○自動車、バイク（１２５ｃｃ以下のバイクは除く）の保有及び運転（他人名義のものを含む）は原則として認められません。ただし、通勤や事業用、障がいがある方の通院など、必要な条件を満たす場合は保有が認められることもありますが、その場合は任意保険への加入をお願いしております。なお、半年以内に就労による自立が見込まれる場合は、処分指導を保留することもありますが、求職活動等以外での使用を認めるものではありません。

○生命保険に加入している場合は、原則として解約し、その返戻金を活用していただく必要がありますが、掛金が少額で貯蓄性もなく、返戻金などが一定額以下の場合は、解約しなくてもよい場合があります。なお、学資保険については、解約返戻金が５０万円に満たない場合、保有を容認することがあります。

2．能力の活用

働く能力のある方は、その能力に応じて働く（働いていない場合は働くための最善の努力をする）ことが必要です。働く能力があって、仕事もあるのに働かない人は保護の要件を満たさないことになります。なお、その方の能力に応じて、就労支援や就労準備支援などの事業を活用することができます。

3．他の制度の活用

年金、手当、恩給、雇用保険など、生活保護以外の制度が活用できる場合は、それらの制度を優先して活用していただく必要があります。なお、障害年金や障害者手帳を取得した場合は、障害者加算がつく可能性があります。

親、子、兄弟姉妹など民法に定める扶養義務者がいる場合で、それぞれから援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。（仕送りや養育費がある場合は収入として認定されますので、必ず申告してください）ただし、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護を受けることができないということはありません。

なお、扶養義務者に対して、援助の可能性について照会を行うことがありますが、ＤＶや虐待を受けていた、１０年以上音信不通であるなどの特別な事情がある場合は配慮いたしますので、ご相談ください。



◎保護の申請から決定まで

1．生活保護の相談と申請

相談はどなたでも可能ですので、生活にお困りの際は、福祉事務所までお越しください。入院している場合などどうしても来所できない事情がある方については、ご連絡いただければ、こちらから訪問してお話を伺います。

申請は、本人以外にも、扶養義務者、その他の同居の親族または成年後見人（保佐人、補助人は含まれません）が行うことができます。申請書（福祉事務所にあります）に必要事項を記入のうえ、ご提出ください（緊急時には、職権で保護が開始されることもあります）。

なお、相談や申請の結果、生活保護が必要ないと判断された場合でも、必要に応じて「鳴門市生活困窮者自立相談支援センター　よりそい」を紹介させていただくことができます。

2．調査、家庭訪問

保護決定のため、金融機関や保険会社等に収入や資産について調査を行います。また、地区担当員が家庭訪問を行い、今までや現在の生活状況、健康状態や収入、扶養義務者の状況、その他保護の決定に必要なことを詳しくお聞きします。

地区担当員とは？

地区担当員（ケースワーカーとも言います）は、生活保護を受給されている方の自立した生活を支援するため、家庭訪問などを通じて、受給されている方からの相談に応じ、助言や支援などを行ってまいります。

なお、相談内容等は守秘義務により守られますので、困ったことやわからないことがある場合は、安心してお気軽に相談してください。

3．保護の決定

調査結果をもとに 保護が必要かどうか、また必要ならどの程度のものかを申請のあった日から１４日以内（特別な理由のある場合は３０日以内）に決定し、文書で通知します。

なお、決定に影響がありますので、申請してから決定までに次のようなことがあれば、すぐに福祉事務所に連絡してください。

○収入が増えたり減ったりしたとき

例）・給料を受け取った

・年金の受給が開始された

・退職金や傷病手当金などを受け取った

・親族から仕送りを受けた　　など

○世帯内の家族に変動があったとき

例）・子どもが生まれた

・同居している家族が亡くなった

・別居していた家族が転入してきた

・同居していた家族が引っ越して家を出て行った　　など

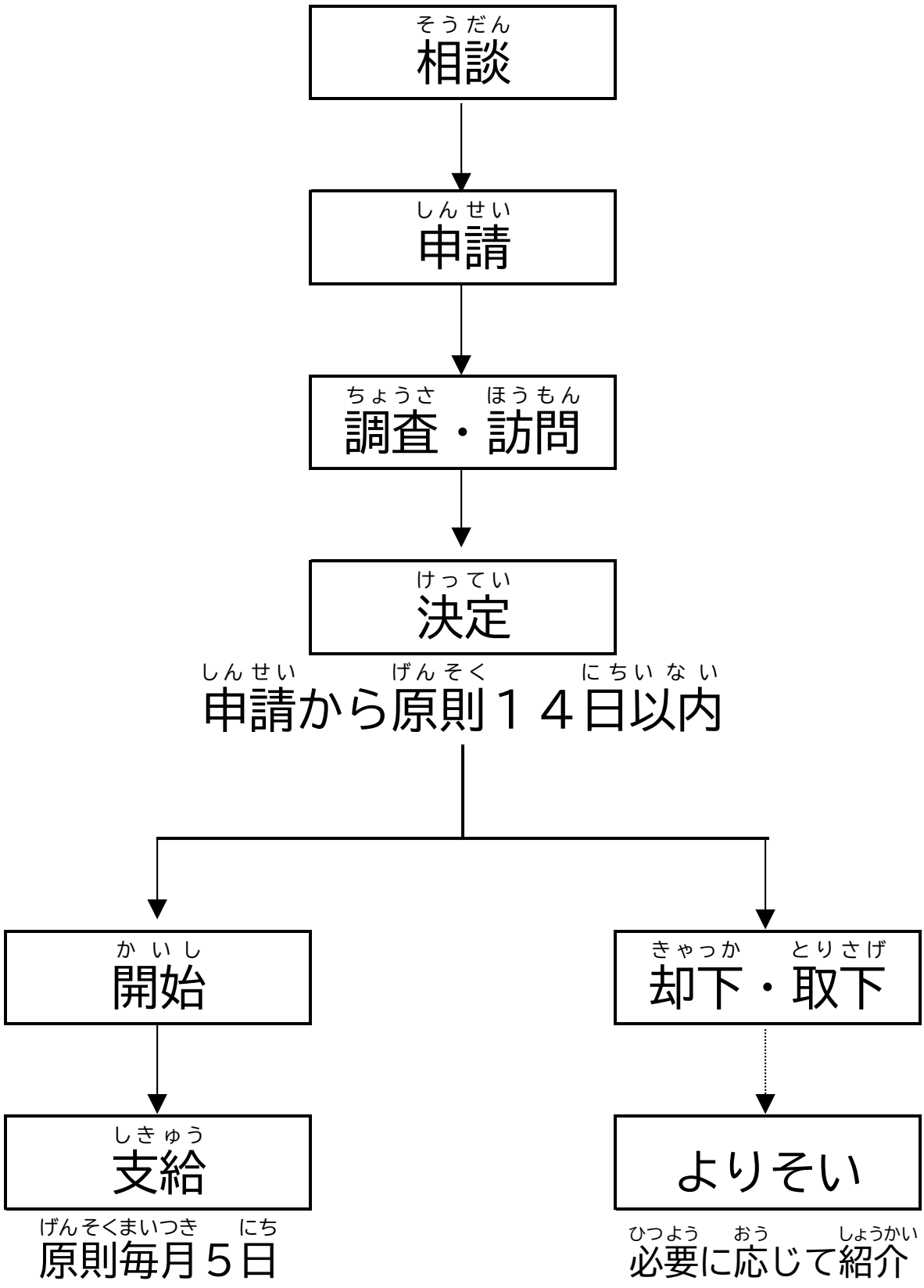
○入院、退院したとき

○入所、退所したとき

○その他生活の状況が変わったとき



保護の相談から支給までの流れ



◎生活保護費の決め方

生活保護は原則として世帯（同一の住居に居住し、生計を一にしている者）を単位にして、その世帯の最低生活費（※１）と世帯全部の収入（※２）を比較し、最低生活費に収入が不足する場合にその不足する額が保護費として支給されます。

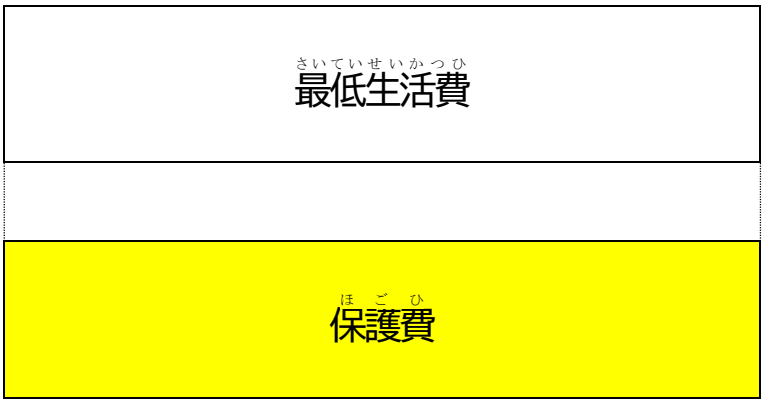
※１　その世帯の実態（人数、年齢、健康状態など）をもとに国で決めた基準により計算された１か月分の生活費です。なお、国で定めた基準は１級地－１から３級地－２まで６段階あり、鳴門市は３級地－１になります。また、最低生活費は、入院（入所）や退院（退所）、加算の有無（障害者加算や母子加算など）など、生活の状況の変化に応じて変わることがあります。

※２　働いて得た収入（**高校生のアルバイトも含みます**）、年金、手当てなど他の法律により支給される金銭、親や子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯全員の全ての収入をいいます。なお、働いて得た収入に対しては、控除（基礎控除や未成年者控除など）があります。また、必要経費も控除することができます。

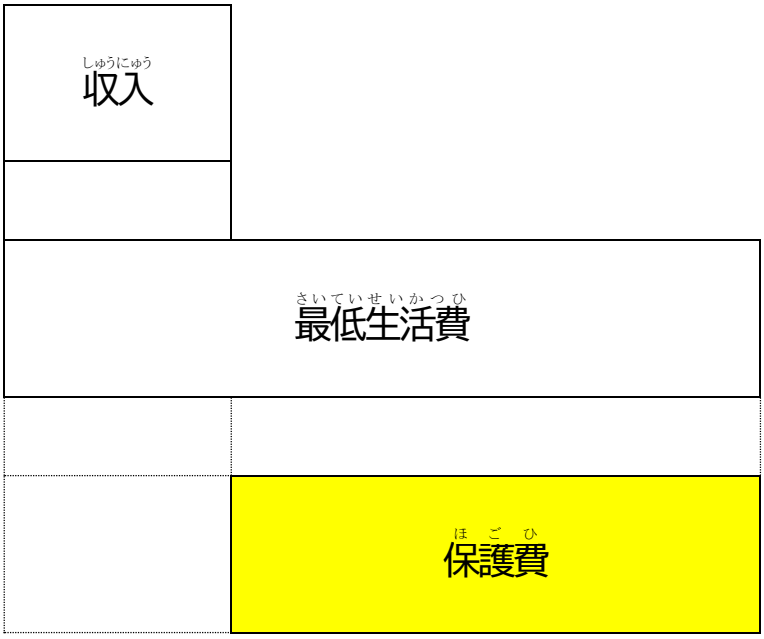


保護が必要な場合

〇収入が全くないとき　⇒　最低生活費がそのまま支給される保護費になります。



〇収入が最低生活費に満たないとき　⇒　最低生活費と収入の差額が保護費として支給されます。



保護が必要でない場合

○収入が最低生活費を上回るとき　⇒　保護は受けられません。



医療扶助（介護扶助）単給となる場合

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、生業扶助を合計した額を収入の方が上回るが、医療扶助（介護扶助）を加えた場合は収入まで満たない場合、医療費（介護費用）の一部を自己負担していただいた上で生活保護が適用されます。なお、おむつ代などの一時扶助を除き、毎月の保護費の支給はありません。



◎保護が開始された場合

1．保護費の支給

原則として毎月５日（休日の場合はその直前の休みでない日）にその月分の保護費が支給されます。

2．守っていただくこと

① 届出の義務（生活保護法第６１条）

生活保護を受ける人は生活状況が変わった場合、福祉事務所へ申告しなければなりません。もし申告を怠ったりすると、保護費の返還（不正の意図がある場合は徴収）や保護の停止・廃止を検討しなければならなくなる場合がありますので、次のア～コに該当する場合は、速やかに福祉事務所に申告を行ってください。

ア. 下記のような、収入の取得または変化があったとき（申告の際は、収入申告書に加え、給与明細書や各手当等の通知書類、通帳の写しなど、金額がわかるものを併せて提出してください）

〇仕事をしている人が毎月の給与収入やボーナスなどを受け取った場合（**ここでいう仕事とは、アルバイトやパートタイムといった正規雇用以外での就労、高校生のアルバイト、作業所での作業工賃など収入を得ている全てを指します）**

〇傷病手当金や雇用保険、労働災害保証金、退職金などを受け取った場合

〇年金、恩給、児童手当、児童扶養手当などの受給が開始された場合や、金額が変わった場合（診断書等、取得のために必要な費用は控除できます）

〇交通事故にあった場合の慰謝料や保険金などを受け取った場合（交通事故にあった場合事故の状況について速やかに報告してください）

〇その他臨時的な（恵与金や仕送り、借金など）収入があった場合

イ.転居などにより住所が変わるとき(転居を考えている方は、事前に福祉事務所に相談してください)

ウ. 現在お住まいの借家の家賃が変わるとき

エ. 世帯内の家族に変動があったとき（出生、死亡、転入、転出など）

オ. 病院に入院したとき、または病院から退院（転院）したとき

カ. 施設に入所したとき、または施設から退所したとき

キ. 仕事を始めたとき、または辞めたとき

ク. 会社の健康保険証が使えるようになったとき、または使えなくなったとき

ケ. 介護サービスを受けるとき、または受けようと考えているとき

コ. その他、生活状況が変わったとき

② 指導・指示に従う義務（法第６２条）

生活状況に応じて、適切な保護の実施のために指導・指示を行うことがあります。なお、指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなる場合があります。

③ 生活上の義務（法第６０条）

能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければなりません。

④ 譲渡禁止（法第５９条）

保護を受ける権利は他人に譲り渡すことはできません。

3．保護を受ける人の権利

保護を受けている人には、次のような権利があります。

① 正当な理由がなければ、すでに決定された保護について、不利益に変更されることはありません。

② 保護金品、又はこれを受ける権利について、課税されたり、差し押さえられることはありません。

③ 保護を受けようとする人、または受けている人が、福祉事務所の行った保護の開始、却下、変更、停止、廃止などの決定処分に不服がある場合は、決定のあったことを知った日の翌日から３か月以内に、徳島県知事（徴収の場合は鳴門市長）に対して、審査請求をすることができます。

4．高校生のアルバイトについて

高校生のアルバイト収入も収入認定の対象となりますが、そのうち、修学旅行費、クラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）、学習塾費などにあてられる費用については、就学のために必要な費用として収入として認定しないことができます。

また、就労や早期自立にあてられると認められたもの（自動車運転免許、大学等の受験料及び入学料、就労や就学に伴う転居費用など）につきましては、収入として認定せず、将来のために貯めておくことができます。

なお、これらの取扱いには事前の承認が必要となりますので、アルバイトを開始した際には、速やかに報告してください。

5．進学・就職準備給付金

高等学校などを卒業した後、大学、短期大学、専門学校などに進学する方や、安定した職業に就くことなどにより保護を必要としなくなる方に対して、「進学・就職準備給付金」を支給します。

支給額は、転居する場合は３０万円、現在の自宅から通学や通勤する場合は１０万円となります。

なお、現在の自宅から通学する場合に限り、世帯分離となるため、その方の生活保護費は支給されませんが、世帯人員の減少による住宅扶助費の減額は行われません。

6．就労自立給付金

安定した職業（概ね6か月以上雇用されると見込まれ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができることを言います）に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に対して、生活保護の廃止時に「就労自立給付金」を支給します。

支給額は生活保護が廃止となる月から起算して前６か月の収入認定額によって決定され、単身世帯は２万円～１０万円、複数世帯は３万円～１５万円となります。



7．病院にかかる場合

①　外来受診するとき

初めてその病院にかかるときや、長い間その病院にかかっていないようなときは福祉事務所で診療依頼書の交付を受けて、病院の受付に提出してください。なおどうしても福祉事務所へ来られない場合は、事前に福祉事務所まで連絡してください。また、休日や夜間に急病で直接病院へ行ったときは、翌日以降できるだけ早く福祉事務所に連絡してください。

②　入院・退院したとき

それぞれ必ず福祉事務所へ連絡してください。

③　整骨院へかかるとき

整骨院へかかる際は、必ず事前に福祉事務所で書類の交付を受けてからかかるようにしてください。事後申告の場合は認められないこともあります。なお、はり・きゅう、あんま・マッサージの場合は、事前に医師の診断書も必要となります。

④　メガネが必要な場合

眼科でメガネが必要と言われた場合、または視力の低下等によりメガネを新しく作り替えたい場合、福祉事務所で要否意見書の交付を受けて、病院に提出して下さい。その後メガネ店で見積りを取っていただき、嘱託医の了承を得てから実際に支給されることになります。なお、度数や乱視の有無などによって支給できるメガネの限度額が変わってきますので、不明な点があれば詳しくは福祉事務所までおたずね下さい。

※コルセットなど、その他の治療材料も同じ手続きにより支給されます。

⑤　他の制度の活用について

自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）や学校保健安全法、難病の患者に対する医療等に関する法律などの対象となる場合、これらの制度を優先的に活用していただくことになります。

⑥　後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能と判断された場合は、原則として後発医薬品を使用していただくこととなります。

⑦　通院交通費について

通院に係る費用を支給することができますが、事前申請が必要となります。また、療養に必要な最低限度の日数に限り、経済的かつ合理的な経路と交通手段（鉄道・バス等、ただし、やむを得ない場合はタクシーも可）で支給されます。必要な場合は、地区担当員までご相談ください。

⑧　お薬手帳について

令和８年４月より、お薬手帳の持参が原則必要となっております。お薬手帳には、飲み合わせのチェックや副作用のリスクを減らす、薬の飲み方を正しく理解する、といったメリットがありますので、医療機関の受診時や薬局の利用時には、お薬手帳を必ずお持ちください。



◎その他ＱＡ

Ｑ１　同居している家族がいますが、私だけ生活保護を受けることはできますか？

Ａ１　生活保護制度は原則として「世帯単位」で受けることになっています。世帯とは、「一緒に居住している、生計を共にしている」状態のことをいいます。そのため、同居している家族の一部の人だけが生活保護を受けることは原則できないことになっています。しかし、世帯の状況によっては世帯分離が可能と判断する場合もありますので、まずはご相談ください。

Ｑ２　借金がありますが、生活保護を受けることはできますか？

Ａ２　借金があることを理由として、生活保護が受けられないということはありませんが、支給される扶助費で借金を返済することは、基本的には認められません。そのため、法テラスに相談するなど、債務整理を検討していただく場合があります。

Ｑ３　車の保有は原則認められないとのことですが、原付はどうですか？

Ａ３　１２５ｃｃ以下のバイクについては、保有を認めることができます。ただし、自賠責保険、任意保険には必ず加入していただきますので、加入していることがわかるものを福祉事務所まで提出してください。

Ｑ４　介護が必要になった場合はどうしたらいいですか？

Ａ４　生活保護受給中の方も、介護サービスを利用することができます。１割の自己負担分は介護扶助として支給されますが、介護サービスを受けるには、要介護・要支援認定の申請が必要となりますので、まずは鳴門市長寿介護課または地域包括支援センターにご相談ください。
なお、生活保護受給中の方は、国民健康保険に加入できないため、４０歳以上６５歳未満方で社会保険への加入がない方は、第２号被保険者となることができず、みなし２号被保険者となり、１０割負担となります。その費用自体は介護扶助で支給されますが、他法優先として、先に障がい福祉サービスの利用を検討していただくことになります。

Q５　生活保護を受けると免除になるようなものはありますか？

Ａ５　ＮＨＫ受信料や年金保険料、住民税などが免除になります。ただし、手続きが必要なものや、支給される扶助の種類によっては全額免除とならない場合もありますので、詳しくは地区担当員にお尋ねください。
なお、生活保護受給中の方は、国民健康保険に加入できない（会社の社会保険は加入可能）ため、国民健康保険料も不要となります。

Q６　修学旅行で海外に行った場合、生活保護はどうなりますか？

Ａ６　修学旅行や親族の冠婚葬祭、文化・スポーツ等の国際的な大会への参加などの場合は、その期間、生活保護が停止・廃止となることはなく、また、その費用（保護費のやりくりによる預貯金や他からの援助など）についても、収入として認定することはありません。

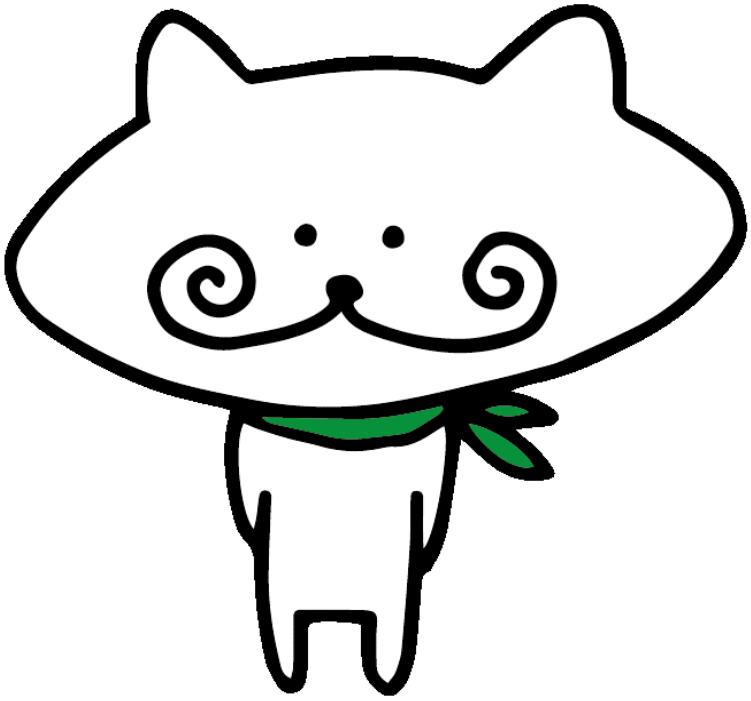
Q７　外国人が生活保護を受けることはできますか？

Ａ７　日本国籍を持たないものは、法の適用対象とはなりませんが、「永住者」、「定住者」等の在留資格を有する方については、生活保護に準ずる取り扱いをすることとされております。

Q８　どこに相談に行けばいいですか？

Ａ８　鳴門市役所１階東側、社会福祉課（下図の１７番窓口「生活支援のこと」）まで、お越しください。





鳴門市イメージキャラクター

にゃるひげ

鳴門市福祉事務所（なるとしふくしじむしょ）

〒772-8501　鳴門市撫養町南浜字東浜170（なるとしむやちょうみなみはまあざひがしはま）

鳴門市役所（なるとしやくしょ）　健康福祉部（けんこうふくしぶ）　福祉事務所（ふくしじむしょ）　社会福祉課（しゃかいふくしか）　生活保護担当（せいかつほごたんとう）

電話番号（でんわばんごう）：０８８－６８４－１１２７、０８８－６８４－１１４４、０８８－６８４－１１９８

（　　）　地区（ちく）の地区担当員（ちくたんとういん）は（　　）です。

担当民生委員（たんとうみんせいいいん）は（　　）さんです。